

米軍施設返還跡地の活用に関する住民・利用者の意識と課題
—深谷通信所跡地を事例として—

21919018 小山桜馨
指導教員 葉袋奈美子 教授

米軍施設 跡地利用 国有財産
合意形成 住民参加 迷惑施設

1. 研究の背景と深谷通信所跡地の概要

旧軍用地の転用¹や沖縄県における米軍施設跡地の利用²に関する研究が行われてきた。一方、米軍施設跡地の転用に関する計画の策定について知見が蓄積されておらず、利用計画策定の過程や課題は明らかになっていない。本研究では米軍施設跡地の土地利用計画の策定過程を調査し、住民・利用者の意識や転用に伴う課題を明らかにすることを目的とする。研究の方法として、横浜市が公表している資料などを参照するほか、横浜市や横浜市戸塚区・泉区の担当者、深谷通信所跡地の利用者や周辺住民による組織、近隣のこども園にヒアリングの調査を行った。

深谷通信所は横浜市泉区に所在し、同市戸塚区に隣接する。米軍に接収されたが、平成16年に深谷通信所の返還方針が合意された。当時、返還時期が不明であったため、跡地利用計画の策定がしづらく、また、市民の関心が集まりにくかった。米国からの返還前から現在まで市民に野球練習場等として利用されている。返還後は防衛省の管轄を経て現在は財務省の管轄下にあり、一部を市が借り受けて管理する。市が定める『深谷通信所跡地基本計画』³によると、公園、墓園、道路などが整備予定である。計画は令和4年現在進行中だ。

大蔵省による『返還財産の処分条件について』⁴は在日米軍から返還された財務省所管普通財産（返還財産）についての処分の取り扱いを定めている。これにはNIMBY施設も含まれ、通信

所跡地に予定されている墓園や道路も対象となる予定である。市内の墓地不足のため、広大な土地が入手されれば墓地整備を検討することが予め決められており、さらに本条件による優遇が受けられるため、整備が後押しされる形となった。

2. 深谷通信所跡地関係者の意見表明の構造

通信所跡地の計画には行政以外に周辺住民、利用者などが関わる。返還前後で関係する組織に変化が生じており、現在の組織間の関係は図1の通りである。住民・利用者は通信所跡地の返還や計画の進行に応じて市へ要望を出したり、情報の提供を受けたりしている（表1）。

周辺住民らによって深谷通信所返還対策協議会が泉区、戸塚区においてそれぞれ組織され、利用者らによって旧深谷通信所基地利用連絡会が組織されている。各組織と市が計画の進行や利用に関して協議を行う。これらの組織のほか、通信所跡地隣接地に所在するこども園も計画に対して働きかけを行っている。

対策協議会は計画に対して当初反対であったものの、現在では肯定的に受け止められている。通信所跡地は長期間にわたって利用されてきたため、利用者の困惑は大きい。計画の実現により通信所跡地内の野球グラウンドが減少したり、園児の遊び場が失われたりすることが予想される。野球グラウンド利用者やこども園は現在の活動を可能な限り継続するため、墓園や道路の縮小など、計画の変更に関する要望を行ってきた。野球グラウンドやこども園利用者は若年層が多く、墓園について理解が

得られにくいことも背景にあるだろう。住民や利用者による組織が設置され、市と協議の場がある一方で、こども園には情報提供がさ

表1 通信所跡地利用の計画に関する年表

年次	通信所に関する事項	横浜市	住民・利用者ら
平成16年	日米合同委員会		△深谷通信所内少年野球活動団体協議会 発足
平成17年		『横浜市跡地利用プロジェクト第一次報告書』 『返還施設の跡地利用に関する提言』	
平成18年		『米軍施設返還跡地利用指針』策定 『米軍施設の跡地利用に関する市民アンケート調査』	△署名・要望書 提出
平成19年		『横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画』策定	
平成21年		深谷通信所提案公募事業（アイデアコンペ）	
平成22年			◎泉区対策協議会 設置
平成23年		『横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画』改定	△施設利用団体連絡協議会 設置
平成26年	通信所全域返還 防衛省が管轄	『旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方』公表	◎『深谷通信所跡地利用計画案』策定 ○戸塚区対策協議会 設置 △要望書 提出（3回） / ★要望書 提出（5回） △★署名・要望書 提出
平成27年			△旧深谷通信隊基地利用連絡協議会 設置 △旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会 設置
平成28年		『深谷通信所跡地利用基本計画（案）について（中間報告）』公表	
平成29年	財務省管轄下に移行	『深谷通信所跡地利用基本計画（案）』公表 『深谷通信所跡地利用基本計画（案）』に対する市民意見募集	△要望書 提出
平成30年		『深谷通信所跡地利用基本計画』公表	
令和3年		環境影響評価手続き開始	
今後		都市計画決定	
		工事着工・供用開始	

※網掛け部分は今後の予定

対策協議会（泉区◎/戸塚区○）利用者（△）こども園（★）

れておらず、意思疎通が十分とは言えない。このような事情は、通信所跡地周辺の住民や利用者らの合意形成を難しくさせる要因となる。

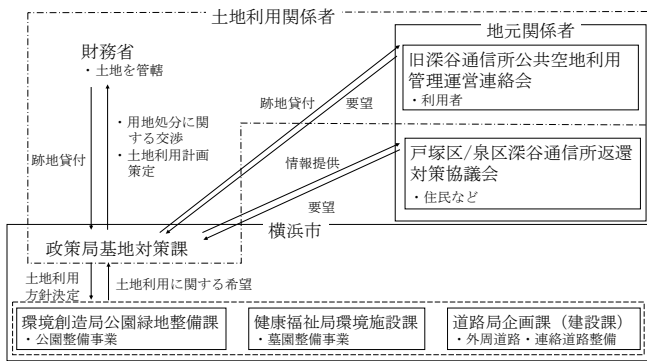


図 1 深谷通信所の関係者（返還後）

3. 深谷通信所跡地への市民の要望

計画策定に伴って市民の意見が募集される機会が複数設けられてきた。特に『深谷通信所跡地利用基本計画（案）』に対する市民意見募集には2286通と多くの関心が集まり、野球団体から意見が多く寄せられたという。KHコーダーでこれらの意見をテキスト分析したところ、公園、道路、墓園の整備や災害時の利用について幅広く関心が持たれていた。野球に関連する語や「子ども」という語も多く用いられていた（図2）。通信所跡地に野球グラウンドが複数あることや、若い世代が利用していることが影響していると考えられる。野球団体の意見が多いという、意見を寄せた人の属性が反映されている。

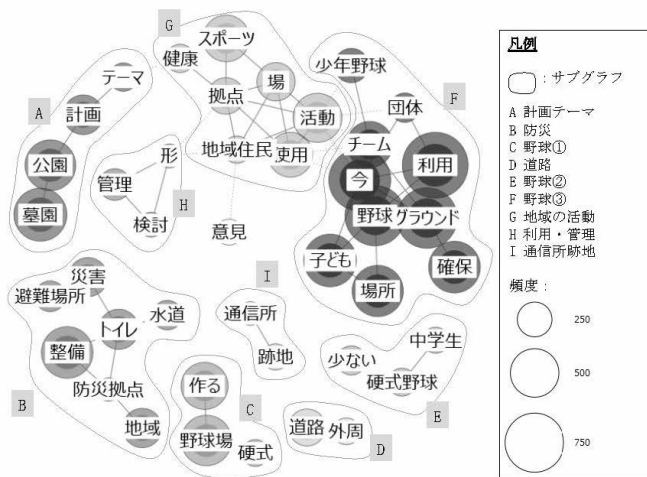


図 2 計画に対する意見の共起ネットワーク図

また、迷惑施設として認識される墓園に関する意見について着目する。墓園以外の施設を提案するものや墓園の縮小を求める意見があり、墓園の必要性が十分に理解されていない状況が窺えた。通信所跡地計画のテーマとの整合性を問う意見もあり、市民への説明が必要とされ

る。ただし、肯定的な意見も見られる。横浜市の墓地不足や高齢化が進む社会的状況から、墓園の整備に一定の理解が得られていることを反映していると言える。

全国各地で発生した墓地の建設反対運動に関して新聞記事を調査したところ、一部には墓地の商業化や設置主体への信頼性、永続性への懸念などが反対理由に挙げられていた。一方、通信所跡地の計画については横浜市が墓園を設置するため、こうした懸念を表す意見は見られなかった。厚生省が墓地の整備主体について定めるように⁵、地方公共団体が墓地整備について果たす役割は大きい。通信所跡地では返還財産払下げの条件が優遇されることも考慮した計画の策定が行われてきた。処分条件は自治体に対し、社会的に必要とされる施設の整備を促すことができる可能性がある。

野球に関連した意見に代表されるように、通信所跡地の利用継続を求める内容が多く見られる。整備が予定される機能について、意見の賛否は分かれるが、通信所跡地の利用者が多いため、現在の利用に影響を与える機能については理解が得られにくいと考えられる。

4. 結論

通信所跡地の返還時期が不明確であったため返還後に具体的な計画の検討が始まり、その後に地元の合意も得る必要があった。その結果、事業の完了までに長期間かかってしまうという課題が生じることが明らかとなった。

市から周辺住民への説明により計画への肯定的な意見を得られるようになった一方で、計画は利用目的に影響を与える可能性から、利用者の合意を得ることは難しい。特に野球団体は米軍の管理下において直接交渉を進めて土地の一部を借用し、現在まで敷地の管理にも携わってきた経緯がある。米軍による接収によって生じた事情により、既得権を持つ利用者からの理解を得ることは難しいことが明らかとなった。

通信所跡地の事業は進行中であり、今後より詳細な機能の配置などについて公表される。計画の進行に伴い市民の意見が反映される場が設けられたり、新たな問題が発生したりすることも予想される。

（参考文献）

- 1 國吉真哉・池田孝之、沖縄の米軍基地返還跡地における転用計画と利用実態、1991年度第26回日本都市計画学会学術研究論文集
- 2 今村洋一・西村幸夫、旧軍用地の転用と戦後の都市施設整備との関係について-1956~1965年度の国有財産地方審議会における決定事項の考察を通して-、(社)日本都市計画学会 都市計画論文集 No.42-3, 2007年10月
- 3 横浜市、『深谷通信所跡地基本計画』,平成30年2月
- 4 大蔵省、返還財産の処分条件について、昭和54年12月、(最終改正令和4年6月)
- 5 厚生省生活衛生局長、墓地経営・管理の指針等について、生衛発第1764号、平成12年12月6日